# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成25年11月12日

【四半期会計期間】 第69期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 前田建設工業株式会社

【英訳名】 MAEDA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小原 好一

【本店の所在の場所】東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号【電話番号】03(3265)5551(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部財務部長 中島 信之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区猿楽町二丁目8番8号

【電話番号】 03(3265)5551(大代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部管理部長 小笠原 四郎

【縦覧に供する場所】 前田建設工業株式会社 関東支店

(さいたま市大宮区吉敷町一丁目75番地1)

前田建設工業株式会社 中部支店 (名古屋市中区栄五丁目25番25号) 前田建設工業株式会社 関西支店

(大阪市中央区久太郎町二丁目5番30号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第 2 四半期 連結累計期間	第69期 第 2 四半期 連結累計期間	第68期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成25年4月1日 至平成25年9月30日	自平成24年 4 月 1 日 至平成25年 3 月31日
売上高 (百万円)	155,511	183,243	369,157
経常利益又は経常損失( )(百万円)	198	3,824	4,226
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 ( ) (百万円)	903	5,781	5,271
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	4,405	13,657	1,637
純資産額 (百万円)	115,519	134,121	121,557
総資産額 (百万円)	376,117	403,935	394,633
1株当たり四半期純利益金額又は1株当 たり四半期(当期)純損失金額() (円)	5.10	32.61	29.74
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額 (円)	-	32.38	-
自己資本比率 (%)	29.8	32.1	29.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	10,434	2,403	20,740
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,071	2,342	4,500
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,012	4,604	14,319
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高 (百万円)	38,371	44,634	34,724

回次		第68期 第 2 四半期 連結会計期間	第69期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間		自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1 株当たり四半期純利益金額	(円)	9.47	25.09

- (注)1.売上高には、消費税等は含んでいない。
  - 2.第68期第2四半期連結累計期間及び第68期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。
  - 3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社、以下同じ)が営む事業の内容について、重要な変更はない。なお、主要な関係会社の異動は、次のとおりである。

# [建築事業]

当社グループにおける重要性が増したことにより、持分法適用非連結子会社としていたThai Maeda Corporation Ltd.を第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めた。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

## 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、経済・金融政策による円高是正等を背景に輸出や生産が持ち 直すなか、企業収益にも改善がみられるなど、景気は緩やかな回復基調にあった。

建設業界においては、復興需要や民間投資の増加により全体の受注高は前年を上回る水準で推移したが、受注環境の緩和には至らず、加えて、資材等の建設コストが上昇するなど、依然として厳しい経営環境が続いた。

このような状況のなか、当社は、平成25年度を初年度とする中期経営計画「Maeda STEP'13~'15」の重点施策である「コア事業での着実な利益確保」「新たな収益基盤の確立」を推進するため、請負事業における更なる収益力の強化を図るとともに、太陽光発電施設の運営等の再生可能エネルギー事業を中心に「脱請負」への取り組み拡大に努めてきた。

セグメントの業績は、次のとおりである。

#### (建築事業)

建築事業においては、受注高は前年同四半期連結累計期間比40.8%増の1,270億円余(当社単体ベース)、売上高は前年同四半期連結累計期間比8.2%増の1,062億円余、セグメント利益は前年同四半期連結累計期間比95.2%増の11億円余となった。

#### (土木事業)

土木事業においては、受注高は前年同四半期連結累計期間比32.2%増の518億円余(当社単体ベース)、売上高は前年同四半期連結累計期間比33.7%増の604億円余、セグメント利益は前年同四半期連結累計期間比269.4% 増の11億円余となった。

#### (不動産事業)

不動産事業においては、売上高は前年同四半期連結累計期間比117.6%増の36億円余、セグメント利益は前年 同四半期連結累計期間比72.9%増の5億円余となった。

#### (その他事業)

その他事業においては、売上高は前年同四半期連結累計期間比23.2%増の128億円余、セグメント利益は1億円余(前年同四半期連結累計期間はセグメント損失4億円余)となった。

### (2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間における総資産は、現金預金や投資有価証券の増加などにより前連結会計年度に比べ93億円余増加し、4,039億円余(前年同四半期連結会計期間は3,761億円余)となった。負債は、工事未払金等の減少などにより前連結会計年度に比べ32億円余減少し、2,698億円余(前年同四半期連結会計期間は2,605億円余)となった。また純資産は、前連結会計年度に比べ125億円余増加し、1,341億円余(前年同四半期連結会計期間は1,155億円余)となった。以上の結果、純資産の額から少数株主持分を控除した自己資本の額は1,297億円余となり、自己資本比率は前連結会計年度の29.9%から32.1%となった。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、売上債権が155億円余減少したことなどにより、24億円余(前年同四半期連結累計期間は104億円余)となった。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の売却を41億円余行ったことなどにより、23億円余(前年同四半期連結累計期間は 10億円余)となった。財務活動によるキャッシュ・フローは、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入が100億円余あったことなどにより、46億円余(前年同四半期連結累計期間は 30億円余)となった。以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末の残高は、前連結会計年度に比べて99億円余増加し、446億円余(前年同四半期連結累計期間は383億円余)となった。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

今後の見通しについては、中国やアジア新興国の景気の動向に先行き不透明感があるものの、企業収益の改善に伴う設備投資の増加や、個人消費も持ち直しの傾向が続くものと見込まれるなど、国内景気は回復に向かうことが予想される。

建設業界においては、公共投資および民間投資ともに堅調に推移するものと予測されるが、労務需給のひっ迫等から建設コストの上昇が懸念されるなど、経営環境は引き続き厳しさが残るものと見込まれる。

このような状況のなかで、当社は、「社会に提供する価値を持続的に拡大する企業となる」を基本理念とする中期経営計画「Maeda STEP'13~'15」のもと、引き続き全社一丸となって、当社のコア事業である請負事業での収益力強化のため、受注力や施工力の向上を図るとともに、新たな収益基盤の確立のため「脱請負」「グローバル化」「環境経営」に取り組み、更なる社業の発展に努力を重ねる所存である。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりである。

#### 基本方針の内容

当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えている。

しかしながら、将来起こりうる当社株式の大規模な買付行為の中には、明らかに濫用目的によるものがないとは 言えず、その結果として当社株主共同の利益を損なう可能性もある。

このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう者は、当社の財務および事業の方針を支配する者として適当でないと判断する。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、株主の皆様が、大規模な買付行為を適切に判断するためには、買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが重要と考え、大規模な買付行為を行う買付者に対する対応方針(以下、「現対応方針」という。)を策定している。

現対応方針は、特定の株主グループの議決権割合が20%以上とすることを目的とする当社株式の買付を行おうとする者に対して、買付行為の前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供すること、および当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することをルールとして定め、これを遵守しない大規模買付者に対して、当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記している。また、当ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと取締役会が判断した場合には、対抗措置を講じることもある。

上記の取組みについての取締役会の判断とその理由

当社の会社支配に関する基本方針は、当社株主共同の利益を尊重することを前提としており、現対応方針も、かかる基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報の提供や代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としている。よって、現対応方針は株主の皆様に適切な投資判断を行うことを可能とし、株主共同の利益を損なうものではないと考える。

また、現対応方針は大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものである。さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が検討、評価し、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される第三者委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしている。これらのことから、現対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考える。

### (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間は、建築事業、土木事業及びその他事業を中心に研究開発を行い、その総額は575百万円余である。当社グループは、年々多様化・高度化する社会ニーズに対応し、受注及び生産性向上、品質確保など企業利益に直結する研究開発を重点的に推進している。特に「環境経営」を支える環境活動と震災からの復旧・復興に関しては、全社をあげての取り組みを展開しており、研究開発においてもこれら環境関連分野及び防災・震災復旧関連分野に注力している。さらに、研究開発活動の幅を広げ効率化を図るため、大学、公的研究機関、異業種企業との技術交流、共同開発も積極的に推進している。

また、当社は、建築・土木両事業本部に技術開発を主体的に実施する部所を設けて、事業に直結する技術開発をよりスピーディーに行える体制とし、中長期・基礎的な研究開発を行う技術研究所と連携を密に取りながら、効果的かつ効率的な研究開発を実施している。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

# 第3【提出会社の状況】

# 1【株式等の状況】

# (1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	635,500,000
計	635,500,000

# 【発行済株式】

種類	第 2 四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年 9 月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	185,213,602	185,213,602	東京証券取引所市場第一部	単元株式数は、1,000株
計	185,213,602	185,213,602	-	-

# (2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりである。

2018年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(平成25年9月13日発行)			
決議年月日	平成25年8月28日 取締役会決議		
新株予約権の数	2,000個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数	12,706,480株(注1)		
新株予約権の行使時の払込金額	787円 (注2)		
新株予約権の行使期間 し	平成25年 9 月27日から平成30年 8 月30日銀行営業終了時 (ジュネーブ時間)(注 3 )		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 787円 資本組入額 394円 (注2)		
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。		
新株予約権の譲渡に関する事項	-		
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)		
新株予約権付社債の残高	10,049百万円		

- (注1)本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額合計額を(注2)に記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (注2)(1)各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものと し、 当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
  - (2)転換価額は、当初787円とする。

4# 11/# 12 6

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社 普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整 される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有す るものを除く。) の総数をいう。

36 X - TO 14

				発行又は		1株当たりの
			既発行	_ 処分株式数	×	払込金額
調整後	調整前	v	株式数	+ -	時	価
転換価額	_ 転換価額	×		 既発行株式数	+	発行又は処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行が行われる場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。

- (4)本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結 果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- (注3) 本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時(ジュネーブ時間)まで、本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のためにDaiwa Capital Markets Europe Limited, London, Geneva Branch(以下「Daiwa Capital Markets Europe」という。)に引き渡された時まで、また 本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成30年8月30日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。

また、上記にかかわらず、法令、規則又は当社の定款の作用によるかを問わず株主確定日(以下に定義する。)が指定された場合、当該本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(以下「行使日」という。)と株主確定日との間の期間が、東京における4営業日(当該4営業日の計算においては両日(行使日及び株主確定日)を計算に含めるものとする。)に満たない場合には、当該本新株予約権を行使することはできない。「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(注4)(1)組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、 その時点で適用のある法律上実行可能であり、 その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ 当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用(租税を含む。)を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社がDaiwa Capital Markets Europeに対して承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新 株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(2)上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する 本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。

#### 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は ()に従う。なお、転換価額は(注2)(3)と同様の調整に服する。

- ( )合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株 予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において 受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社 等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編 等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当 該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継 会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- ( )上記( )以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予 約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益 を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受 領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合により効力発生日から14日以内の日)から、(注3)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(1) の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。
- (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項なし。
- (4)【ライツプランの内容】該当事項なし。

### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日~ 平成25年9月30日	-	185,213,602	-	23,454	-	31,579

# (6)【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
光が丘興産株式会社	東京都練馬区高松 5 - 8 - 20	24,311	13.13
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	9,434	5.09
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	9,054	4.89
前田道路株式会社	東京都品川区大崎1-11-3	7,900	4.27
前田建設工業社員持株会	東京都千代田区猿楽町 2 - 8 - 8	6,113	3.30
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	5,100	2.75
JUNIPER	P.O.BOX 2992 RIYAD H 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA	4,444	2.40
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)SUB A/C BRITISH CLIENT S	50 BANK STREET CAN ARY WHARF LONDON E14 5NT, UK	4,338	2.34
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	4,150	2.24
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿2-4-1	3,885	2.10
計	-	78,730	42.51

- (注)1.株式会社みずほコーポレート銀行は、平成25年7月1日をもって株式会社みずほ銀行と合併し、商号を株式 会社みずほ銀行に変更している。
  - 2.三井住友信託銀行株式会社他2社の共同保有者から、平成25年7月19日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成25年7月15日現在で13,851千株(発行済株式総数に対する割合:7.48%)を所有している旨の報告を受けたが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めていない。

氏名又は名称	住所       保有株券等の数         (株)		株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	株式 4,197,000	2.27
三井住友トラスト・アセットマネ ジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番 1 号	株式 714,000	0.39
日興アセットマネジメント株式会 社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	株式 8,940,000	4.83

# (7)【議決権の状況】 【発行済株式】

# 平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 131,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 184,579,000	184,579	-
単元未満株式	普通株式 503,602	-	-
発行済株式総数	185,213,602	-	-
総株主の議決権	-	184,579	-

# 【自己株式等】

# 平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式 数(株)	他人名義 所有株式 数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
前田建設工業㈱	東京都千代田区猿楽町 2 - 8 - 8	121,000	-	121,000	0.07
(株)光邦	東京都千代田区一ツ橋1-2-2	10,000	-	10,000	0.01
計	-	131,000	-	131,000	0.07

# 2【役員の状況】

該当事項なし。

# 第4【経理の状況】

## 1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

# 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

# 1【四半期連結財務諸表】

# (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	35,002	44,932
受取手形・完成工事未収入金等	<sup>3</sup> 128,239	<sup>3</sup> 113,925
有価証券	-	802
販売用不動産	<sup>4</sup> 17,785	<sup>4</sup> 5,862
商品及び製品	900	1,042
未成工事支出金	13,242	16,381
開発事業等支出金	4,315	5,168
材料貯蔵品	891	932
その他	31,809	32,442
貸倒引当金	405	422
流動資産合計	231,782	221,067
固定資産		
有形固定資産	<sup>4</sup> 59,455	<sup>4</sup> 68,351
無形固定資産	694	776
投資その他の資産		
投資有価証券	93,251	104,514
その他	16,080	15,677
貸倒引当金	6,631	6,451
投資その他の資産合計	102,700	113,739
固定資産合計	162,851	182,867
資産合計	394,633	403,935

(半)以,日八日)	(	単位	:	百万円)	
-----------	---	----	---	------	--

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金等	81,150	67,284
短期借入金	15,369	18,085
1年内償還予定の社債	25,100	23,100
未払法人税等	452	700
未成工事受入金	33,064	34,783
工事損失引当金	4,289	4,107
その他の引当金	2,953	3,412
その他	27,004	25,644
流動負債合計	189,384	177,119
固定負債		
社債	28,000	25,000
転換社債型新株予約権付社債	-	10,049
長期借入金	26,225	24,475
退職給付引当金	17,636	17,684
その他	11,829	15,485
固定負債合計	83,690	92,694
負債合計	273,075	269,813
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,454	23,454
資本剰余金	31,714	31,714
利益剰余金	51,369	55,909
自己株式	2,426	2,427
株主資本合計	104,112	108,651
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,710	21,115
為替換算調整勘定	19	24
その他の包括利益累計額合計	13,691	21,091
少数株主持分	3,754	4,378
純資産合計	121,557	134,121
- 負債純資産合計	394,633	403,935

(単位:百万円)

# (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】 【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

四半期純利益又は四半期純損失()

前第2四半期連結累計期間 当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 (自 平成25年4月1日 至 平成24年9月30日) 至 平成25年9月30日) 売上高 155,511 183,243 売上原価 145,246 170,085 売上総利益 10,265 13,158 9,724 10,462 販売費及び一般管理費 営業利益 540 2,696 営業外収益 受取利息 61 68 受取配当金 409 433 194 為替差益 持分法による投資利益 712 1.234 その他 229 154 営業外収益合計 1,412 2,086 営業外費用 支払利息 946 755 為替差損 536 -202 その他 271 営業外費用合計 1,754 957 経常利益 198 3,824 特別利益 12 固定資産売却益 3,177 20 投資有価証券売却益 34 0 その他 1 32 3,212 特別利益合計 特別損失 固定資産除却損 17 112 投資有価証券評価損 778 283 11 その他 特別損失合計 1,079 124 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 848 6,913 純損失() 法人税、住民税及び事業税 226 726 法人税等調整額 10 0 法人税等合計 727 237 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 1,086 6,186 調整前四半期純損失() 少数株主利益又は少数株主損失() 182 405

903

5,781

# 【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	1,086	6,186
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,283	7,299
為替換算調整勘定	-	10
持分法適用会社に対する持分相当額	35	182
その他の包括利益合計	3,319	7,471
四半期包括利益	4,405	13,657
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,048	13,181
少数株主に係る四半期包括利益	357	476

(単位:百万円)

### (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

前第2四半期連結累計期間 当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 (自 平成25年4月1日 至 平成24年9月30日) 至 平成25年9月30日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四 848 6,913 半期純損失() 減価償却費 1.889 2.076 減損損失 42 1 貸倒引当金の増減額( は減少) 294 163 工事損失引当金の増減額( は減少) 729 182 退職給付引当金の増減額( は減少) 207 0 470 受取利息及び受取配当金 502 支払利息 946 755 50 為替差損益( は益) 36 持分法による投資損益( は益) 712 1,234 有価証券及び投資有価証券売却損益( は益) 24 34 有価証券及び投資有価証券評価損益( は益) 776 10 固定資産売却損益( は益) 11 3,174 売上債権の増減額( は増加) 6.574 15.562 未成工事支出金の増減額( は増加) 4,382 3,139 開発事業等支出金の増減額( は増加) 2,476 852 たな卸資産の増減額(は増加) 366 1,562 2 未収消費税等の増減額( は増加) 1,316 350 14,689 仕入債務の増減額( は減少) 未成工事受入金の増減額( は減少) 6,624 953 その他 2,948 32 小計 10,873 2,529 利息及び配当金の受取額 1,272 1,185 利息の支払額 946 786 765 524 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー 10,434 2,403 投資活動によるキャッシュ・フロー 有形及び無形固定資産の取得による支出 2,165 1,766 211 有形及び無形固定資産の売却による収入 4,143 投資有価証券の取得による支出 203 629 553 投資有価証券の売却による収入 110 貸付けによる支出 36 55 貸付金の回収による収入 76 132 934 その他 35 投資活動によるキャッシュ・フロー 1,071 2,342

(単位:百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	6,571	3,190
長期借入れによる収入	5,000	
長期借入金の返済による支出	14,368	2,250
社債の発行による収入	9,952	-
社債の償還による支出	8,876	5,000
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	10,036
ファイナンス・リース債務の返済による支出	50	74
自己株式の取得による支出	0	1
配当金の支払額	1,241	1,240
少数株主への配当金の支払額	-	55
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,012	4,604
現金及び現金同等物に係る換算差額	170	10
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	6,180	9,339
現金及び現金同等物の期首残高	32,191	34,724
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	569
現金及び現金同等物の四半期末残高	<sup>1</sup> 38,371	1 44,634

#### 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項) 該当事項なし。

## (連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

## (1)連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間から、持分法適用の非連結子会社であったThai Maeda Corporation Ltd.は、重要性が増したことにより、連結の範囲に含めている。

### (2) 持分法適用の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間から、Thai Maeda Corporation Ltd.は、連結子会社に変更したため、持分法適用の範囲より除外している。

### (四半期連結貸借対照表関係)

### 1. 保証債務

次の会社について、金融機関からの借入金等に対し保証を行っている。

(1) 借入保証

前連結会計年度 (平成25年3月31日) 当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)

浅井建設㈱ 1,555百万円 浅井建設㈱ 1,525百万円

# (2) 工事入札・履行保証等

東洋建設㈱、Thai Maeda Corporation Ltd.、Maeda Vietnam Co., Ltd.は、いずれも関係会社である。

前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)	
東洋建設㈱	8,185百万円	東洋建設㈱	7,778百万円
Thai Maeda Corporation Ltd.	26	Maeda Vietnam Co., Ltd.	490
計	8,211	計	8,268

## (3) マンション売買契約手付金の返済保証

前連結会計年度	当第2四半期連結会計期間
(平成25年3月31日)	(平成25年9月30日)

- 百万円 (㈱タカラレーベン 271百万円

## 2. 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)	
	967百万円	1,080百万円	
受取手形流動化による譲渡高	2,389	1,837	

3. 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が、前連結会計年 度末残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成25年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形	171百万円	 - 百万円
受取手形裏書譲渡高	80	-
受取手形流動化による譲渡高	313	-

### 4. 保有目的の変更

第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計上していた販売用不動産10,191百万円を有形固定資産に振替えている。

5. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行とコミットメントライン(特定融資枠)契約を締結している。契約極度額は20,000百万円であるが、前連結会計年度末、当第2四半期連結会計期間末ともに本契約に基づく借入金残高はない。

### (四半期連結損益計算書関係)

1.販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
	3,785百万円	4,007百万円
賞与引当金繰入額	710	794
退職給付費用	507	510
貸倒引当金繰入額	188	10

### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1.現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	
現金預金勘定	38,687百万円	44,932百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	316	297
	38,371	44,634

### (株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

#### 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 ( 円 )	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,241	7.0	平成24年3月31日	平成24年 6 月28日	利益剰余金

(注)配当金の総額は、関係会社が保有する親会社株式の配当金控除後の金額である。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

## 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	1,240	7.0	平成25年3月31日	平成25年 6 月27日	利益剰余金

(注)配当金の総額は、関係会社が保有する親会社株式の配当金控除後の金額である。

## (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	建築事業	土木事業	不動産事業	その他事業	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	98,138	45,235	1,697	10,439	-	155,511
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,052	636	5	1,260	(3,954)	-
計	100,190	45,872	1,703	11,699	(3,954)	155,511
セグメント利益又は損失()	585	311	338	409	(285)	540

- (注) 1. セグメント利益又は損失の調整額には、セグメント間取引 285百万円が含まれている。
  - 2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	建築事業	土木事業	不動産事業	その他事業	調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注2)
売上高						
外部顧客への売上高	106,218	60,465	3,693	12,866	-	183,243
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,650	188	5	1,558	(4,403)	-
計	108,868	60,654	3,699	14,425	(4,403)	183,243
セグメント利益	1,142	1,151	584	118	(300)	2,696

- (注) 1. セグメント利益の調整額には、セグメント間取引 300百万円が含まれている。
  - 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

## (金融商品関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載を省略している。

### (有価証券関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載を省略している。

# (デリバティブ取引関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がないため、記載を省略している。

# (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額( )	5円10銭	32円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	903	5,781
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額( )(百万円)	903	5,781
普通株式の期中平均株式数(千株)	177,284	177,277
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	-	32円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	0
(うち受取利息(税額相当額控除後)) (百万円)	-	( 0)
普通株式増加数(千株)	-	1,249
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-	-

(注)前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象) 該当事項なし。

# 2【その他】

該当事項なし。

EDINET提出書類 前田建設工業株式会社(E00051) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項なし。

### 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月11日

### 前田建設工業株式会社

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川井 克之 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福本 千人 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 理 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている前田建設工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

# 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、前田建設工業株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期 報告書提出会社)が別途保管している。
  - 2. 四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていない。